

イベント開催時のチェックリスト

【第3版（令和4年9月版）】

開催概要	本項目では、チェックリストを記入する前に、イベントの情報をご登録ください。	
イベント名	第50回横浜矯正展	
出演者・チーム等	特記事項なし	
開催日時	令和4年11月5日9時00分～16時00分	
開催会場	横浜刑務所	
会場所在地	横浜市港南区港南4-2-2	
主催者	横浜刑務所	
主催者所在地	横浜市港南区港南4-2-2	
主催者連絡先	(電話番号) 045-842-0040	(メールアドレス) 該当なし
収容率 (上限) いずれかを 選択 ・ 収容定員	大声なしで開催	
	☐ ①収容定員あり[100%] (収容定員: 人)	☒ ②収容定員なし 人と人とが触れ合わない程度の間隔
	大声ありで開催	
	☐ ③収容定員あり[50%] (収容定員: 人)	☐ ④収容定員なし 十分な人と人との間隔(最低1m)
	「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催	
☐ ⑤収容定員あり 大声なしのエリア:[100%] (収容定員: 人) 大声ありのエリア:[50%] (収容定員: 人)	☐ ⑥収容定員なし 大声なしのエリア: 人と人が触れ合わない程度の間隔 大声ありのエリア: 十分な人と人との間隔(最低1m)	
参加人数	①②③④⑥の場合	10000 人(累計)
	⑤の場合	大声なしのエリア 人(注) 大声ありのエリア 人(注)
その他特記事項	大声なしと判断した理由として、案内については放送を利用することとし、イベントステージを設けないため。	

(※) 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当することと整理する。

(注) 収容率(上限)において、⑤を選択した場合は、「大声あり」と「大声なし」のエリアの区分ごとの収容定員・参加人数を記載すること。

1

感染防止策チェックリスト

【第3版（令和4年9月版）】

基本的な 感染防止

イベント開催時には、下記の項目（イベント開催時の必要な感染防止策）を満たすことが必要です。

※5,000人超かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントごとの具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。

1. イベント参加者の感染対策

（1）感染経路に応じた感染対策

①飛沫感染対策

- 適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用の周知・徹底
- イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保

（※）大声の定義を「観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」とする。

「大声あり」、「大声なし」のエリアを区分して開催する場合、上記対策に加えて、

- 大声なしエリア・大声ありエリアの明確な区分があり、それぞれにおける、イベント参加者間の適切な距離の確保
- 大声なしエリアにおける、大声を防止するための対策の実施

②エアロゾル 感染対策

- 機械換気による常時換気又は窓開け換気
- 適切なマスクの正しい着用の周知・徹底【①と同様】
- イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】

③接触感染対策

- イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施
- イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】

感染防止策チェックリスト

【第3版（令和4年9月版）】

基本的な 感染防止

イベント開催時には、下記の項目（イベント開催時の必要な感染防止策）を満たすことが必要です。

※5,000人超かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントごとの具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。

1. イベント参加者の感染対策 (2) その他の感染対策

④ 飲食時の 感染対策

- 前項（1）感染経路に応じた感染対策と併せて、飲食時の感染対策（食事中以外のマスク着用、飲食に伴いマスクを外す際の会話自粛等）の徹底の周知

⑤ イベント前の 感染対策

- 発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ

⑥ 感染拡大対策

- イベントで感染者が発生した際の参加者への注意喚起

2. 出演者やスタッフの感染対策

⑦ 出演者や スタッフの 感染対策

- 出演者やスタッフによる、練習時・本番等における前項（1）感染経路に応じた感染対策に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施
- 舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施

上記に加え、各業界が定める業種別ガイドライン(該当する業種において策定されている場合)を遵守すること。